

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	二宮町 児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和5年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	二宮町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等に当たっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表第二に基づいて、二宮町は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第40条及び第40条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第26、87項 並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第19条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て・健康課
②所属長の役職名	子育て支援担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	二宮町役場 健康福祉部 子育て・健康課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	二宮町役場 健康福祉部 子育て・健康課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月28日	評価実施機関における担当部署	② 松本 幸生	② 中館 恵利子	事後	
平成29年7月31日	評価実施機関における担当部署	② 中館 恵利子	② 生井 悟士	事後	その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱの1の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱの2の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられない
令和1年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	① 健康福祉部 子ども育成課 ② 生井 悟士	① 健康福祉部 子育て・健康課 ② 子育て・健康課長	事後	
令和1年6月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 健康福祉部 子ども育成課	二宮町役場 健康福祉部 子育て・健康課	事後	
令和1年6月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 健康福祉部 子ども育成課	二宮町役場 健康福祉部 子育て・健康課	事後	
令和1年6月29日	Ⅳ リスク対策		追加	事後	
令和1年6月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	
令和1年6月29日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)児童手当給付ファイル	児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月29日	3. 個人番号の利用法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第44条	事後	
令和1年6月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項)	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第40条及び第40条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第26、87項並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第19条、第44条	事後	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第40条及び第40条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第26、87項並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第19条、第44条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第40条及び第40条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第26、87項並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第19条、第44条	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの1の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの2の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和5年2月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
令和5年2月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。	事前	
令和5年7月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事前	
令和5年7月13日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て・健康課長	子育て支援担当課長	事前	